

## 第2回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成17年12月21日(水) 10:00～12:00

2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 C会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：芹沢(東京電力), 岩崎(関西電力), 奈良(北海道電力), 霜垣(中部電力),  
森脇(中国電力), 中園(九州電力), 福田(日本原電)

(計7名)

委員代理者：早坂(東北電力・青木)

(計1名)

常時参加者：齋藤(東京電力)

(計1名)

オブザーバ：高平(東京電力)

(計1名)

欠席：黒田(北陸電力), 長尾(四国電力)

(計2名)

事務局：長谷川(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.2-1 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 No.2-2-1 第1回 防災対策指針検討会 議事録(案)

資料 No.2-2-2 第6回 運転・保守分科会議事録(案)

資料 No.2-3 運転保守分科会 規格改廃要否結果・平成16年度実績及び平成17年度  
計画

資料 No.2-4 JEAG4102-200X「原子力発電所の緊急時対策指針」(案) 検討の方向性につ  
いて

資料 No.2-5 「JEAG4102-200X」の適用範囲

資料 No.2-6 「JEAG4102-200X」改定の進捗状況

資料 No.2-7 「JEAG4102-200X」改定継続/廃案のメリット・デメリットについて

資料 No.2-8 「JEAG4102-200X」改定に係るアクションプラン

参考資料 2-1 原子力規格委員会 規約他

参考資料 2-2 原子力規格委員会 運営規約 細則

参考資料 2-3 原子力規格委員会 規格策定基本方針

参考資料 2-4 (社)日本電気協会 原子力規格委員会について

参考資料 2-5 原子力規格委員会 組織及び規程・指針類一覧(平成17年11月現在)

参考資料 2-6 原子力規格委員会 運転・保守分科会の活動状況

参考資料 2-7 原子力発電所の緊急時対策指針(案) JEAG4102-200X

## 5. 議事

### (1) 委員変更に伴う分科会承認の連絡および会議定足数の確認について

資料 No.2-1 に基づき、事務局より検討会委員変更に伴う分科会委員による書面投票を12月5日～12日の間で行われ、全員賛成で承認されたこと、および新任委員に対して委任状を送付したことが報告された。

また、委員総数10名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて8名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

### (2) 委員変更紹介および検討会主査の選任、副主査の指名について

委員全員による自己紹介のあと、検討会主査の互選手続きで、東京電力・芹沢委員が推薦され、挙手により全員賛成で選任された。芹沢主査から副主査として、関西電力・岩崎委員が指名され、了承された。

### (3) 代理参加者、常時参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日、代理出席の早坂氏（東北電力・青木委員代理）およびオブザーバの高平氏（東京電力）の会議参加に検討会主査から承認された。また、常時参加者として齋藤氏（東京電力）が出席委員全員から承認された。

### (4) 議事次第と配布資料の確認について

事務局より、配布した議事次第と資料が紹介された。

### (5) 原子力規格委員会および規約類の概要について

参考資料 2-1～2-5 に基づき、事務局より、原子力規格委員会の構成、活動状況および規約類の概要が紹介された。

### (6) 前回議事録案および17年度活動計画の確認について

資料 2-2-1,2-2-2,2-3 および参考資料 2-6 に基づき、事務局より、前回の検討会議事録（案）、分科会議事録（案）および17年度分科会活動計画が紹介された。検討会の議事録（案）については、本内容について承認された。

### (7) JEAG4102 指針改定案の検討

資料 No.2-4～2-6 に基づき、これまでの経緯を掌握しているオブザーバの高平氏より「JEAG4102-1996 原子力発電所の緊急時対策指針」改定案作成における経過、および改定のポイントと前回検討会および分科会のコメントに対する進捗状況について説明があった。改定のポイントと前回検討会および分科会のコメントに対する進捗状況は、以下のとおり。

JCO 事故以降の法令や原子力安全委員会指針の取り入れ

記載内容を、原子力災害対策特別措置法に基づく内容に改めて、ほぼ終了している。  
第 10 条通報 / 第 15 条報告の判断基準の明確化

国との折衝の中で、第 10 条通報 / 第 15 条報告の具体的な判断基準についてはほぼ明確化されているが、現行案へは未記載である。

原子力災害対策活動に使用する設備や原子力防災資機材の整備

設備、資機材について、仕様、配備（数量および場所）、点検（方法および頻度）を記載し、ほぼ終了している。

事業所外運搬中の事故に対する対応体制の整備

未実施である。事業所外運搬中の事故に対する「荷主」としての電気事業者が実施すべき原子力災害の予防対策、応急対策および事後対策が記載されていない。

Code とする場合の関係省庁との調整

関係省庁担当課所（保安院・防災課）とは調整していない。

防災資機材の「点検頻度・項目」の根拠

指針から拾い出して記述している。

改定案の章立て

防災業務計画の章立てが事業者に馴染んでいるので改定案も同様としている。今後の改定段階でも変更の余地はある。

進捗状況に対しての主な意見は、以下のとおり。

- ・事業所外運搬についての記載は、電事連、関係省庁との調整もあり慎重な検討が必要である。
- ・防災業務計画は自治体の地域防災計画に抵触しないという法的条件があり、そのことを確認するため自治体との協議が必要であることから、コードにすると運用に無理が生じるため精々Guideにとどめた方がよい。

資料 No.2-7 に基づき、JEAG4102 改定案の改定継続 / 廃案のメリット・デメリットについて、主査から説明があった。主な意見は以下のとおり。

- ・原災法 10 条通報、15 条報告の判断基準について、これまでの検討結果を反映する必要がある。
- ・防災業務計画作成・修正にあたっての指針という位置づけでもよいのではないか。
- ・継続 / 廃止どちらにしても、各社のメリット・デメリットを精査してみる必要がある。また、今日的課題として原災法の改正、国民保護法との関係整理などがあり、関係省庁の動向などを確認し、反映が必要かどうか検討してみる必要もある。
- ・統一した考え方をガイドに示しても、自治体との作成・修正協議に何がしかの影響を及ぼすことが可能か、どうかが改定継続 / 廃案の判断要素になる。
- ・関係省庁に諸課題を提示できるというメリットはある。
- ・事業者広報の基準（オフサイトセンター情報一元化における事業者の対応など）が指針に入ればメリットになる。

上記、進捗状況および改定継続/廃案のメリット・デメリットの意見を踏まえて、各社の実務実態（メリット/デメリット）を調査するとともに、関係省庁の動向を確認した上で、次回検討会で議論することを確認した。各社の調査結果は、平成 18 年 1 月 27 日までに主査に報告することを確認した。

また、前回から改定案の検討は継続していることから、これまでの改定案を修正した形で次回分科会（H18.2.23 開催予定）に報告することにした。そのための次回検討会までの作業スケジュール・分担は以下のとおりとすることを確認した。

- ・関係省庁への動向調査、諸課題・改定案の提示を行なう。（平成 18 年 1 月中、別途調整）
- ・事業所外運搬中の事故に対する対応体制の整備については、東京電力と関西電力で平成 18 年 1 月 27 日までに原案を作成する。
- ・参考資料 2-7 の原案をベースに修正した合本を年内に各社に配布し、次回検討会までに改定案内容を精査する。（担当配分は以下のとおり）

1.~2.	: 東京電力	3.7~3.8	: 北陸電力
3.1~3.5	: 東北電力（3.4.2 は除く）	3.9~3.12	: 北海道電力
3.4.2	: 日本原電	4.1	: 中国電力
3.6.1~3.6.12	: 東京電力	4.2	: 四国電力
3.6.13~3.6.24	: 中部電力	5.~8.	: 九州電力

主査より、資料 2-8 の改定案検討継続の場合のアクションプランが提示された。

上記、アクションプランに対して、特に異議はなく、改定案検討継続の場合、提案どおりの方向性で作業を進めることが了承された。

#### （ 8 ）その他

次回の検討会は、平成 17 年 2 月 7 日（火）13:30 より開催することとした。次回検討会には関係省庁から参加してもらうことも考えている。

以上